

令和 5 年度第 1 回
神戸市都市計画審議会会議録

令和 5 年 7 月 3 日

令和5年度 第1回 神戸市都市計画審議会

1 日時 令和5年7月3日(月) 午後2時00分～午後2時37分

2 場所 神戸市役所28階第4委員会室

3 出席委員 (23人)

(1) 学識経験のある者

小谷通泰	西野百合子
西村順二	濱野雅之
藤田一郎	八木景子

(2) 市会議員

山下てんせい	植中雅子
岡田ゆうじ	大野陽平
三木しんじろう	川口まさる
岩谷しげなり	菅野吉記
堂下豊史	森本真
森田たき子	よこはた和幸

(3) 国及び兵庫県 of 行政機関の職員

渡辺学	(代理 堤)
服部洋平	(代理 波戸岡)
石田充	(代理 堀江)

(4) 市民

田中裕介
田中洋子

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画道路の変更について(3.3.48号東部新都心中央線)

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について(東灘区向洋町2丁目)

第3号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について(東灘区魚崎浜町)

1. 開会

○小谷会長

皆さんこんにちは。それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局より定足数の確認をお願いいたします。

2. 定足数の確認

○小島副局長

それでは、定足数についてご報告いたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議が成立となっております。委員の皆様につきましては、お手元の委員名簿をご参照ください。委員の総数は27名ですので、定足数は14名となります。本日は、委員23名にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。以上でございます。

3. 会議録署名委員人の指名

○小谷会長

ありがとうございます。

本日の会議録署名委員ですが、西村委員と藤田委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

4. 議案審議

○小谷会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日は、次第に記載のとおり、3件の議案を審議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○大和都市計画課長

まず、事前にお配りしております資料につきまして、ご説明いたします。議案（計画書）、議案（計画図）になります。また、別冊資料といたしまして、第2号議案に関連する参考資料、第3号議案に関連する参考資料となります。

それでは、第1号議案の説明に移ります。座って説明させていただきます。

第1号議案、神戸国際港都建設計画道路の変更について（3.3.48号東部新都心中央線神戸市決定）です。議案（計画書）の2ページと、議案（計画図）の1ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

位置図です。このたび変更する東部新都心中央線は、阪神春日野道駅の南東約500メートルに位置する、延長約140メートル、4車線、代表幅員27メートル、この一部として約4,000平方メートルの交通広場で構成する幹線街路です。

議案（計画書）に、今回の変更の内容と、下段に理由を記載しています。当該道路は、東部新都心地区における交通の円滑化を図るため、平成7年に都市計画決定しています。

このたび、道路の一部を構成する交通広場において、スポーツ振興を目的とする、新たな土地活用を図るため、本案のとおり変更するものです。

それでは、当該道路の変更内容について説明いたします。

議案（計画図）の2ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

3.3.48号東部新都心中央線の変更です。既決定の区域を灰色で、交通広場の機能を廃止する区域を黄色で表示しております。

道路の一部を構成する交通広場を廃止し、道路の区域を変更いたします。

前面スクリーンは周辺の航空写真で、都市計画変更後の区域を赤線で表示しております。廃止する区域は令和5年3月末まで駐車場として暫定利用していましたが、現在は閉鎖しております。

当該道路の都市計画決定経緯について、ご説明いたします。東部新都心地区は、震災以前より、大規模工場跡地の土地利用転換を検討していた地区であり、震災後は、振興のシンボルプロジェクトの一つとして、住宅や新たな都市機能の導入などを目的として整備が進められてきました。

土地利用転換の検討の中では、都心と東部新都心を結ぶ鉄軌道の整備についても計画していたことから、平成7年に策定した「第4次神戸市基本計画」では、都心と東部新都心を結ぶ鉄軌道を「計画・構想路線」として位置づけるとともに、当該地に交通広場を構成する道路等の都市計画を決定しております。

その後、財政が悪化している状況下において、需要の見通し、費用対効果の観点から鉄軌道の構想は廃止となり、平成23年に策定した「第5次神戸市基本計画」においては、その位置づけを削除しています。

当初想定していた、鉄軌道に関連した交通広場としての位置づけはなくなりましたが、周辺における交通の円滑化を図るため、地区内の施設から発生するバスや乗用車の駐車需要を受ける駐車場として暫定利用するなど、実態として、当該交通広場の都市計画の目的に沿った土地利用を行ってきました。

一方で、当該地を有効活用することは、HAT神戸地区の活性化に寄与するため、これまで交通広場の土地利用転換を含めた検討を進めてきたところです。

他方、地元企業団体より、通年利用型アイススケートリンクの整備・運営に関する提案をいただき、市有地を活用した民設・民営による施設整備を検討するなかで、一定の利便性があり、国際規格のアイススケートリンクを整備できるまとまった用地の確保という観点から、当該地が整備場所の候補となりました。

これらを踏まえ、スポーツ振興を目的とする新たな土地活用を図るため、道路の一部を構成する交通広場を廃止する判断に至りました。

なお、本案について、令和5年5月16日から30日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上です。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

○森田委員

いくつか、お尋ねをしたいと思います。

まず、交通広場というふうになっておりましたけれども、これは一体何の用地であったのかという点、お伺いをいたします。

○小谷会長

事務局お願いします。

○大和都市計画課長

都市計画上、交通広場に位置づけられておまして、そちらの土地を神戸市所有のまま駐車場として賃貸借していたというような土地でございます。

○森田委員

スケートリンクについて、民設民営というふうに関心しておりますけれども、土地ってというのは一体どうなるのでしょうか。

○上田スポーツ企画課長

神戸市の土地を民間事業者にお貸しするという形になります。定期借地というものを想定してございます。

○森田委員

やはりここは市民の土地ということですから、今後トップ選手が練習をしていくということなんですけれども、そういう練習風景を見学できるとか、市民の皆さんに公開するような形でしていただくということを要望しておきたいと思っております。

○小谷会長

いかがでしょうか。ほかに、ご質問ございますでしょうか。

それではほかにご意見がないようですので、議案についてお諮りいたします。

第1号議案、神戸国際港都建設計画道路の変更について、神戸市決定であります。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続きまして、第2号議案について、説明を受けたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

○大利都市計画課長

第2号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置、東灘区向洋町東2丁目についてご説明いたします。議案(計画書)の4ページをお開きください。

まず、本案件の建築基準法上の取り扱いについて説明いたします。4ページの下の参考に記載の関係条文をご覧ください。

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、「卸売市場」、「火葬場」または「と畜場」、「汚物処理場」、「ごみ焼却場」その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないとされております。

ただし、特定行政庁が、市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、新築や増築をすることができると定められております。

神戸市では、本市が設置する廃棄物処理施設については、都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については、ただし書以降の規定に基づき、特定行政庁の許可とすることとしております。

本案件は、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設であることから、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、特定行政庁である神戸市長が、建築基準法第51条のただし書の規定に基づき、本審議会に付議するものです。

それでは、第2号議案について、建築安全課長からご説明します。

○長谷川建築安全課長

それでは、前面スクリーンをご覧ください。

産業廃棄物処理施設の、設置手続きについてご説明いたします。

産業廃棄物処理施設の設置にあたりましては、まず事業者より、環境局に事業計画案が提出されますと、関係法令等の調整を行う立地審査会において審査いたします。

続いて、指導要綱に基づく申出書等が提出され、再度、立地審査会において審査した後に、建築基準法第51条の許可申請が行われます。それを受けて、都市計画審議会に付議させていただきます。産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がない

かを審議していただきます。

審議の結果、問題がなければ、建築基準法第51条の許可を行い、続いて、廃棄物処理法第15条に基づく、施設の設置許可の申請、そして設置許可が行われるという流れになります。

議案（計画書）の4ページにお戻りください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。施設の概要について説明いたします。

施設の名称は、産業廃棄物処理施設。施設の位置は、東灘区向洋町東2丁目2番2、3、4。敷地の面積は、約1.4ヘクタールです。施設の種類は、廃プラスチック類、木くず、及びがれき類の破碎施設。処理能力は、一日あたり廃プラスチック類が301トン、木くずが473トン、がれき類が1,509トンです。

本計画は、既存施設の処理能力の変更を行うものですが、詳細については後ほどご説明いたします。そして、事業者は、大栄環境株式会社です。

次に、議案（計画図）の3ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

事業予定地の位置です。予定地は、赤丸で示した六甲アイランド北東部の向洋町東2丁目です。

次に、土地利用現況図です。事業予定地の敷地境界から200メートルの範囲を赤枠で示しており、周辺には、別の事業者の工場、倉庫等が立地しています。

次に、用途地域図です。事業予定地を赤枠で示しており、工業地域に指定されています。

続いて、施設内の現状の配置図です。既存の建屋内には、選別施設、破碎施設、圧縮梱包施設等があります。

次に、計画図です。ピンク色で示したように、新たに破碎施設を設置する計画です。

続いて、今回の計画によって、本事業場における、処理能力がどのように変化するかをご説明いたします。

本事業者は、産業廃棄物及び一般廃棄物の、処分業許可を取得している廃棄物中間処理業者で、現在は、選別施設、圧縮梱包施設、破碎施設を稼働しています。

そして、将来的な廃棄物の受け入れ量の増加を見込んでいることから、今回の事業計画は、新たに破碎施設を増設するというものです。既存施設はそのまま継続して使用する予定です。

続いて、処理工程図です。

廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類などの混合廃棄物を破碎した後、磁選機と回転ふるい機にかけることで、再資源化する金属くず、埋め立て処分を行う不燃物、焼却処分を行う可燃物に選別いたします。

続いて、事業予定地の位置です。

事業予定地から最も近い住宅は、南西に約500メートルの位置にあります。

神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱では、学校や社会福祉施設の周辺100メートル以内を立地禁止区域としておりますが、今回の場合、100メートル以内にそれらの施設は立地していません。

次に、搬入・搬出ルート図です。

ルートを赤線で示しております。排出事業者の立地場所に応じて、阪神高速湾岸線を使用するルートまたは六甲大橋を通るルートを想定しています。

続いて、生活環境影響調査の実施項目です。

施設の稼働については粉じん・騒音・振動・悪臭、破棄物運搬車両の走行については大気質・騒音・振動を調査いたしました。

次に、施設の稼働に関する調査の詳細です。

現況調査及び予測は、事業予定地の敷地境界において実施いたしました。さらに、騒音・振動は破砕機の直近の敷地境界でも予測いたしました。

次に、廃棄物運搬車両の走行に関する調査の詳細です。

大気質は近傍に住宅がある、六甲アイランド北川臨港道路で予測を行いました。騒音・振動は六甲アイランド北側臨港道路と、事業予定地の南側道路で調査及び予測を行いました。

調査予測結果のまとめです。すべての項目で、環境保全目標を満足しており、周辺環境に与える影響はほとんどないと評価しております。

最後に、周辺同意の所得状況です。

神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱では、隣接する土地・建物の所有者や、占有使用者、敷地境界から100メートル以内の範囲に存在する自治会等から同意を取得すること、あわせて生活環境保全対策を記載した協定書を締結することを求めています。隣接者とは、同意書及び協定書を締結済みです。また、当該範囲内に自治会等は存在していません。

では、議案（計画書）の4ページをご覧ください。

理由です。こちらは、本件について、建築基準法第51条ただし書の許可を行うにあたり、都市計画上支障がないと認める理由を記載しております。

当該施設は、廃プラスチック類、木くず及びがれき類を破砕する中間処理施設です。処理後物は、バイオマス燃料と混焼するなど、廃棄物の資源化に資するものであります。また、当敷地は、臨海部の工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、先ほどご説明いたしましたように、周辺環境に与える影響はほとんどないことから、都市計画上支障がないと認められます。

第2号議案についての説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらよろしく願ひい

たします。

○山下委員

すみません、あの後学のためちょっとお伺いしたいところなんですけれども、今回、産業廃棄物処理施設が面積1.4ヘクタールという規模で、新築、増築の審査を今しているわけですが、この産業廃棄物施設というものは、規模の大小に関わらず、同様の事案が起こったときは必ず、都計審にかかるべきものと解釈してよろしいでしょうか。

○森本環境保全課長

廃棄物処理法上ですね、許可が必要な施設というのが、この都計審の対象になる施設ということになってくるんですが、その許可の対象になる施設は、一定の規模要件がございます。

今回の施設についてはその規模要件を超える施設ということで、こういった手続きを行わせていただいております。

○山下委員

あの、廃棄物処理施設で小規模のものというものは、結構多く私も話を伺っているんですけれども、都計審という場にかかってくるというものになっておりますので、やはりそれ相応の理由があるんだろうと思いました。

今回の件に関しては、私は条件を満たしていると思いますので、特に問題はないと思いますけれども、後学のためにお伺いいたしました。ありがとうございました。

○小谷会長

いかがでしょうか。

○森本委員

今回は増設というお話がありました。増設をすることによってですね、運搬車両の騒音等で数値が高くなっているというふうに散見しましたが、どれぐらいの量が増えるのか、まずお伺いします。

○森本環境保全課長

当該事業上、現在、一日に150台ほどの車両が来ているんですけれど、こちらが今回の増設によって、100台ほどの増加を見込んでおりまして、150台から250台となる見込みです。

○森本委員

それによって、いろんな基準、満たしてる分もあるんですけども、例えばですね、騒音で西側に新たな施設を造るので、調査結果がなくて予想結果が69デシベル、もう1デシベル超えると環境保全目標を超えてしまうとかですね、あと廃棄物運搬車両による騒音も73デシベルということで（環境保全目標を）超えてるというね、まあ現状を超過しないということになっているんですけど、やはり結構環境に影響を与えているんじゃないかと思えますけれども、その点はいかがでしょう。

○森本環境保全課長

調査結果につきましては、今おっしゃられたとおりでございます。当然施設ですので、一切騒音が出ない、あるいは車両の増加で騒音が増えないということではもちろんございませんので、一定程度、周辺への影響は存在するというのは事実でございます。

ただ、今回、場所的に申し上げましても、工業地域と言いますか、臨海部の付近に住居等がない場所です。もともと一定の騒音などの存在する地域ということで、環境影響評価を行いまして、今回の施設による負荷の増加が、まあほぼ影響がないだろうという、そういった調査結果になっておるといところでございます。

○森本委員

あと、もう一つですね、神戸市として事業系ごみの減量リサイクルに取り組んでいると思うんですけど、まあ今回の事業所で見ると、かなり中間処理施設というか産廃の量が増える、まあ車も100台増えるということなんですけども、神戸市として、第3号議案もそうなんですけども、この産廃の量が増えていくことについて、どういう見解を持っているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○森本環境保全課長

神戸市といたしまして、当然廃棄物というのは減らしていかなければならないというのは基本的な、神戸市に限らず国においてもそのような方針を持っておるところでございます。

今回の施設の処理能力が増加したから、それでその廃棄物が増えるということではもちろんございません。民間の産業廃棄物の発生、それがこちらの民間の産業廃棄物処理施設に持って行くかという事業者の選択の話で、今回の施設の増強によって、例えば今回の場所から比較的近い場所で産業廃棄物が発生したけど、今までは事業者側の受け入れ能力の問題で、ほかに搬入できるもっと遠い所へ持って行っていたというようなものがこちらへ運搬ができるようになるといった形で、利便性の増加にも繋がるものと考えております。

○森本委員

その点はいいんですけども、基本的にはやっぱり神戸市の方針として、事業系ごみの減量とリサイクル、まあここリサイクルの施設ですけども、持続可能な生産、消費形態を確保するために、造る責任、使う責任を意識して減量リサイクルに取り組みましようっていうのが神戸市の方針だと思います。そういう点で、どんどんリサイクルはされるとはいえ、中間処理施設がどんどん増えていくことについては、いかがなものかというふうに思います。まあ、そういうのも今後とも含めてですね、ご検討いただきたいと要望しておきます。

○小谷会長

いかがでしょう。ほかにご質問ございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見がないようですので、議案についてお諮りをいたします。

第2号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続きまして、第3号議案について説明を受けたいと思います。

それでは事務局、説明をお願いいたします。

○大和都市計画課長

第3号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置、東灘区魚崎浜町についてご説明いたします。

議案(計画書)の5ページをお開きください。

本案件の建築基準法上の取り扱いは、第2号議案と同一ですので、説明は省略させていただきます。

それでは、第3号議案について、建築安全課長からご説明いたします。

○長谷川建築安全課長

前面スクリーンをご覧ください。

産業廃棄物処理施設の設置手続きです。第2号議案と同一の内容ですので、説明は省略させていただきます。

次に、議案(計画書)の5ページにお戻りください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

施設の概要についてご説明いたします。

施設の名称は、産業廃棄物処理施設。施設の位置は、東灘区魚崎浜町16番7、15番8の一部。敷地の面積は約1.6ヘクタールです。施設の種類は廃プラスチック類、木くず、及びがれき類の破砕施設と、汚泥の脱水施設です。

処理能力は、破砕施設は一日当たり廃プラスチック類が318トン、木くずが500トン、がれき類が1,600トンです。脱水施設は、一日当たり242トンです。

本計画も既存施設の処理能力の変更を行うものです。詳細については、後ほどご説明いたします。

そして事業者は、株式会社セーフティーアイランドです。

次に、議案(計画図)の4ページをお開きください。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

事業予定地の位置です。事業予定地は赤丸で示した、東灘区の臨海部の魚崎浜町です。

次に、土地利用現況図です。事業予定地の敷地境界から200メートルの範囲を赤枠で示しており、周辺には、別の事業者の工場、事務所等が立地しています。

次に、用途地域図です。事業予定地を赤枠で示しており、工業地域に指定されています。続いて、施設内の現状の配置図です。事業場内には、破碎施設、造粒固化施設等があります。

次に、計画図です。

既存の建物の内部に、ピンク色で示したように、破碎施設及び脱水施設を設置する計画です。

なお、事業者は今回の破碎施設の設置後、既存の破碎施設を撤去して、新たに中和施設を設置することを計画しています。

そちらは、次回以降の都市計画審議会に付議する予定です。

続いて、今回の計画によって、本事業上における処理能力が、どのように変化するかをご説明いたします。

本事業者は、産業廃棄物の処分業許可を取得している廃棄物中間処理業者で、現在はがれき類の破碎施設、混合廃棄物の破碎施設、汚泥の造粒固化施設等が稼働しています。

今回の事業計画は、老朽化した混合廃棄物の破碎施設を廃止し、新たな破碎施設に入れ替える計画となっています。入れ替え前の破碎施設と比較して、処理能力としては最大で1割程度増加する計画となっています。また、既存の造粒固化施設で、主に建設汚泥の固化を行っていますが、水分量が多い汚泥の前処理として、新たに脱水施設を設置する計画となっています。

続いて、破碎施設の処理工程図です。

廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類などの混合廃棄物を破碎した後、磁選機と回転ふるい機にかけることで、再資源化する金属くず、埋め立て処分を行う不燃物、焼却処分を行う可燃物に選別いたします。

次に、脱水施設の処理工程図です。

水分量が多い汚泥を5ミリメートルメッシュの振動ふるい機にかけて、ふるいの下に落ちたものを脱水施設である遠心分離機にかけます。

脱水された汚泥は、すでに設置されている造粒固化施設にて、固化剤と混合し、改良土として再生処理します。

なお、遠心分離後の分離液は、外部の事業場にて処理予定です。

続いて、事業予定地の位置です。

事業予定地から最も近い住宅は、西に約500メートルの位置にあります。

神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱では、学校や社会福祉施設の周辺100メートル以内を立地禁止区域としておりますが、今回の場合、100メートル以内にこれらの施設は立地していません。

次に、搬入・搬出ルート図です。

ルートを赤線で示しております。排出事業者の立地場所に応じて、阪神高速5号湾岸線、

市道住吉川浜魚崎線、市道魚崎幹線のいずれかのルートを想定しています。

続いて、生活環境影響調査の実施項目です。

施設の稼働については粉じん・騒音・振動・悪臭、廃棄物運搬車両の走行については大気質・騒音・振動を調査いたしました。

次に、施設の稼働に関する調査の詳細です。

現況調査及び予測は、施設の配置や調査当日の風向きを考慮して、事業予定地の敷地境界において実施しました。

次に、廃棄物運搬車両の走行に関する調査の詳細です。

近傍に住宅がある市道住吉川浜魚崎線と市道魚崎幹線で、現況調査及び予測を行いました。

調査予測結果のまとめです。すべての項目で、環境保全目標を満足しており、周辺環境に与える影響はほとんどないと評価しております。

最後に、周辺同意の取得状況です。

神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱では、隣接する土地・建物の所有者や占有使用者、施設境界から100メートル以内の範囲に存在する自治会等から同意を取得すること、あわせて生活環境保全対策を記載した協定書を締結することを求めています。隣接者とは同意書及び協定書を締結済みです。

なお、当該範囲内に自治会等は存在していません。

では、議案（計画書）の5ページをご覧ください。

理由です。2号議案と同様に、本件について建築基準法第51条ただし書の許可を行うにあたり、都市計画上支障がないと認められる理由を記載しております。

当施設は、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎、並びに汚泥の脱水を行う処理施設です。処理後物は、バイオマス燃料と混焼するなど、廃棄物の資源化に資するものであります。また、当敷地は、臨海部の工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、先ほどご説明いたしましたように、周辺環境に与える影響はほとんどないことから、都市計画上支障がないと認められます。

第3号議案についての説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小谷会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

特にご意見等ございませんので、議案についてお諮りをいたします。

第3号議案、産業廃棄物の処理施設の敷地の位置について原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

では、以上をもちまして本日の議案はすべて終了いたしました。熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして閉会いたします。